

愛媛県立北条高等学校放送設備修繕業務 仕様書

1 整備内容及び数量

(1) 整備内容及び数量は次表のとおりとする(物品の型式等については同等品可)。

品名等	型式等	数量	単位
音声調整卓 (1 系統 20 局 360w)			
(内訳)			
1 系統 10 局調整卓	Panasonic WL-SA211	1	台
増設スイッチユニット	Panasonic WL-SA203	1	台
インターフェースユニット	Panasonic WU-SA205	2	台
電力増幅ユニット	Panasonic WU-PD182	1	台
本体卓	Panasonic WL-SA200	1	台
袖卓	Panasonic WL-SA201	2	台
非常/業務切換リレーユニット	Panasonic WU-R72	1	台
モニタースピーカー (壁面金具共)	Panasonic WS-M10T/Q147	1	台
雑材料費		1	式
機器設置費		1	式
試験調整費		1	式
諸経費 (撤去処分費共)		1	式

(2) 納入場所

松山市北条辻 600 番地 1
愛媛県立北条高等学校

(3) 納入期限

令和 4 年 12 月 28 日 (水)

(4) 受渡方法

既設機器を撤去及び上記(1)更新機器の設置調整完了後、完成検査に合格した後引き渡すものとする。

(5) 取扱説明

取扱説明書を提出し、担当者に必要な説明を行うこと。

(6) 完成検査の立会い

完成検査に本校の係員が立ち会うものとする。

(7) 保証

納入後 1 年間を無償保証期間とし、保証書を提出すること。

(8) 疑義

本仕様に定めのない事項又は疑義のある事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

また、本仕様書に記載のない事項であっても、運用上必要な事項については、充足するものとする。

2 特記事項

(1) 音声調整卓は単元放送とすること。

(2) 音声放送のスピーカー回線は 20 回線以上とすること。

(3) 既設ページング設備がある場合は、一斉放送が可能であること。

(4) チャイム放送は既設自動放送機能付プログラムチャイムを使用すること。

(5) モニタースピーカーは取付金具で壁面に取付けること。

(6) 既設非常放送設備の連動制御リレーユニットの整合性をとること。

(7) 既設設備で接続が可能なものは接続調整を行うこと。

(8) 各ユニットは袖卓へ収納し、空き部分にはブランクパネルを使用すること。

(9) 校内の既設音響設備（回線、スピーカー等）に異常がある場合は、学校担当者と協議すること。

3 その他

(1) 着手にあたっては工程表を作成し、本校担当者の承認を得た上で作業を開始すること。

(2) 作業中、軽微な変更が生じた場合は、契約金額の範囲内で実施すること。

(3) 既存設備の撤去及び廃棄処分に関する費用を含むこと。

(4) 本仕様の設備全ての運搬、搬入、設置、総合調整を行うこと。

(5) 作業の状況について、写真を撮影し A4 縦版により提出すること。